



仙台市立柳生小学校 P T A 規約

平成 23 年 4 月

| | |
|---------------------------|----|
| P T A 組織図 | |
| 仙台市立柳生小学校 P T A 規約 | 1 |
| 委員会規定 | 6 |
| 役員・会計監査委員候補者選考委員会規定 | 8 |
| 旅費規定 | 9 |
| 慶弔規定 | 10 |
| 表彰規定 | 11 |

仙台市立柳生小学校 P T A

仙台市立柳生小学校 P T A 規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は仙台市立柳生小学校 P T A と称し、事務局を同校内に置く。

(会 員)

第 2 条 この会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 仙台市立柳生小学校に在学する児童の父母、またはこれに代わる者。
- (2) 仙台市立柳生小学校の教職員。

(目 的)

第 3 条 この会は父母と教師とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福と、健全な成長をはかることを目的とする。

(方針と活動)

第 4 条 この会は前条の目的を達成するため、次の項により運営する。

《方 針》

- (1) 教育並びに福祉のために活動し、他の団体や機関と協力し合う。
- (2) 学校人事に干渉しない。
- (3) 自主自立のものであって、他のどんな機関または団体の支配や干渉を受けない。

《活 動》

- (1) 家庭と学校の緊密な連携によって児童の生活の指導につとめる。
- (2) 教育環境および生活環境の整備、向上をはかる。
- (3) 会員相互の教養を高め、親睦を深める。
- (4) その他、この会の目的達成に必要な活動を行う。

第 2 章 機 関

(会 合)

第 5 条 この会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会

(総 会)

第6条 総会はこの会の最高議決機関である。全会員をもって構成する。

第7条 総会は定期総会および臨時総会とする。

(1) 定期総会は年1回以上開くものとする。

総会では、役員・会計監査委員の選出、事業の計画、予算決算、規約の改正、その他会務の運営に関して決議決定する。

(2) 臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合に1ヶ月以内に開催する。

第8条 総会において、議事をすすめる議長は出席者の中から選出する。

第9条 総会の定足数は委任状を含め会員の3分の1以上の出席者をもって成立し、総会の議決は出席者の過半数の同意をもって決定する。

(役 員 会)

第10条 役員会は次のことを行う。

(1) 本会の運営に関する連絡協議。

(2) 事務局提案による審議決裁。

(3) 運営委員会並びに総会に提案する事項の審議。

(4) その他役員会で必要と認めた事項。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は役員、各専門委員長、地区委員長、学年委員長をもって構成し、各委員長が出席できないときには副委員長が代行する。

第12条 運営委員会は次のことを行う。

(1) 総会で決定または、付託された事項の処理。

(2) 総会に提案する事項の審議。

(3) 予算編成、および補正予算の承認。

(4) 運営に関する規定、細則の承認。

(5) 地区委員会の分割、併合、新設の審議。

(6) 各委員会から提示された事項の審議。

(7) その他運営委員会が必要と認めた事項。

第13条 運営委員会は会長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の要求があった場合に開催する。

第14条 運営委員会は構成員の3分の2以上の出席者をもって成立し、議事は出席者の過半数で決定する。

第 3 章 役 員

(役員・会計監査委員)

第15条 この会に役員および会計監査委員を置く。

(1) 役員は次のとおりとする。

会 長・1名, 副会長・3名(内T1), 事務長・1名

事務次長・1名(T), 書 記・2名, 会 計・2名(内T1)

(2) 会計監査委員・3名

(3) 役員および会計監査委員は「役員・会計監査委員候補者選考委員会」(以下「選考委員会」という)において候補者を選出し, 運営委員会で承認を得る。

第16条 役員および会計監査委員の任期は4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。

第17条 役員および会計監査委員に欠員が生じたときは次による。任期は前任者の残任期間とする。

(1) 会長に欠員が生じたときは, 副会長の互選により副会長がその任にあたる。

(2) 会長以外の役員および会計監査委員に欠員が生じたときは, 選考委員会がこれを補充し, 運営委員会で承認を得る。

(参与・顧問)

第18条 この会に参与および顧問を置く。

(1) 参与は学校長とし, 諸会合において意見を述べることができる。

(2) 顧問は役員会にはかって会長が委嘱し, 会長の諮問に応じる。

(任 務)

第19条 この会の役員および会計監査委員の任務は, 次のとおりとする。

(1) 会長は, 会務を統括し, 本会を代表する。

(2) 副会長は, 会長を補佐し, 会長事故あるときにはこれを代行する。

(3) 事務長・事務次長・書記は, 本会の事務をつかさどる。

(4) 会計は, 本会の会計をつかさどる。

(5) 会計監査委員は, 本会の会計を監査し, その結果を総会に報告する。また, 必要に応じて臨時に会計監査をすることができる。

第 4 章 組 織

(組 織)

第20条 この会の目的を達成するため次の委員会を置く。

- (1) 専門委員会
- (2) 地区委員会
- (3) 学年委員会
- (4) 特別委員会

委員会に必要な事項は別に定める。

(専門委員会)

第21条 この会に次の専門委員会を置く。

- (1) 研修委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 保健体育委員会
- (4) 健全育成委員会

(地区委員会)

第22条 この会に次の地区委員会を置く。

- (1) 第一A地区委員会
- (2) 第一B地区委員会
- (3) 柳生北地区委員会
- (4) 柳生南A地区委員会
- (5) 柳生南B地区委員会
- (6) 柳生南C地区委員会

(学年委員会)

第23条 この会に学年別の委員会を置く。

(特別委員会)

第24条 この会に次の特別委員会を置く。

- (1) 役員・会計監査委員候補者選考委員会
- (2) 規約改正委員会
- (3) 総会で必要と認めた委員会

第25条 特別委員会は任務終了をもって解散する。

第 5 章 会 計

(会計年度)

第26条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第27条 会員は会費を負担し、会費は総会において決定する。

第28条 この会の活動に要する経費は、会費、その他の収入をもってあてる。

(会計処理)

第29条 会計は毎年度末に同期内の決算報告書を作成し、会計監査委員の監査を受け、運営委員会にはかって総会に報告し承認を得る。

第30条 補正予算は運営委員会の承認を受け、次期総会に報告する。また、緊急事態による予算の執行については、次期運営委員会に報告承認を得る。

第 6 章 改 正

(規約の改正)

第31条 この規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

ただし、改正の提案については事前にその内容を全会員に通知しておかなければならない。

付 則 平成12年4月1日 施行
平成14年4月1日 改正
平成16年4月23日 一部改正
平成23年4月1日 一部改正

委員会規定

第1条 この規定は、専門委員会、地区委員会、学年委員会に関する事項を定める。

第2条 各委員会の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第3条 各委員会に委員長および副委員長3名を置く。ただし、地区委員会は別に定める。

(1) 委員長・副委員長は互選とし、副委員長の内1名は教職員会員の中から推薦する。

(2) 委員長は、その委員会の事務を統括し、その委員会を代表する。

(3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはこれを代行する。

第4条 会議は必要に応じて委員長が召集する。

(専門委員会)

第5条 専門委員会は、各地区・各学年の会員と教職員会員から推薦された委員で構成する。

(1) 研修・広報の委員会は各学年ごと学級相当数および教職員会員若干名の委員をもって構成する。

(2) 保健体育・健全育成の委員会は各地区から2名ずつと教職員会員若干名の委員をもって構成する。

第6条 各専門委員会は、本会の目的達成のため必要な活動を行う。

(1) 研修委員会

① 講演会、音楽会、講習、見学会など文化的催しを企画・運営する。

② ボランティアを通して、教育の振興に関する事業を行う。

(2) 広報委員会

① 会報を発行する。

② 会員の意見を広く集約するための調査活動を行い、紙上で報告する。

③ 本会活動の写真等による記録を行う。

(3) 保健体育委員会

① 保健衛生環境の充実をはかる。

② 体育的行事を企画し、スポーツ、レクリエーション等を通じ、会員相互の親睦をはかる。

(4) 健全育成委員会

① 児童の通学路や遊び場等の安全確保、危険箇所点検と改善策の検討、さらに総合的な交通安全対策の研究調査を行う。

- ② 児童の非行化防止を目的とし、近隣地区や中学校区との連携を保つ活動を行う。

〈地区委員会〉

第7条 地区委員会は、地区に所属する会員をもって構成する。

第8条 地区委員会は、本会の目的を達成するため、次の活動を推進する。

- (1) 地域における会員相互の親睦と啓発をはかる。
- (2) 学校・地域との連携を密にし、児童の健全育成をはかる。
- (3) 地区子ども会の育成をはかる。

第9条 各地区相互の円滑な運営と連絡をはかるため、地区委員長会を設ける。その代表は、互選とする。

〈学年委員会〉

第10条 学年委員会は、各学級から推薦された3名と学級担任とで構成する。

第11条 学年委員会は、学年を通して会員相互の交流と親睦を深めるための活動をはかる。

第12条 各学年相互の円滑な運営と連絡をはかるため、学年委員長会を設ける。その代表は、互選とする。

〈その他〉

第13条 この規定によるほか、運営に必要な事項は規約に反しない限り各委員会で決めることができる。

付 則 平成12年4月1日 施行

役員・会計監査委員候補者選考委員会規定

第1条 この規定は役員・会計監査委員候補者選考委員会に関する事項を定める。

第2条 この委員会は次に該当する場合に、役員および会計監査委員の候補者の選考を行う。

(1) 役員および会計監査委員の任期が満了するとき。

(2) 会長以外の役員および会計監査委員に欠員が生じたとき。

第3条 この委員会は各地区代表1名、各学年代表1名、教職員代表2名をもって構成する。

第4条 この委員会は委員長を互選し、委員長が議長となり、各地区推薦候補者と各学年推薦候補者、および会員からの推薦候補者の中から役員および会計監査委員を選出する。

(1) 会長 1名 ・ 副会長 2名

(2) 事務長 1名 ・ 書記 2名

(3) 会計 1名 ・ 会計監査委員 3名

ただし、教職員役員は教職員会員の推薦により選出する。

第5条 委員長は前条により選考された者に対しては、総会に報告する以前に本人の同意を得なければならない。

第6条 この委員会の選出経過については、定期総会に報告する。

第7条 選考委員は役員および会計監査委員になることはできない。

ただし、選考委員が役員および会計監査委員候補者に選出された場合は、選考委員を解任される。

第8条 その他、この委員会の運営に必要な事項は適宜定める。

付 則 平成12年4月1日 施行

平成13年3月7日 一部改正

旅 費 規 定

第1条 この規定は旅費に関する事項を定める。

第2条 会員が柳生小学校PTAを代表し、学区外で開催された会議、研修会等の会合に出席した場合、またはPTAに関する用務により出張した場合に、旅費を支給する。

ただし、柳生中学校区内の出張等については、支給しない。

第3条 前条により支出する旅費は、次による。

① 全日当 (1,000円) + 交通費 (実費)

② 半日当 (500円) + 交通費 (実費)

※自家用車利用の場合の交通費は 500円 + 駐車料金 (実費)

同乗者がある場合には 1,000円 + 駐車料金 (実費)

ただし、遠距離の場合はこの限りでない。

③ 宿泊の場合は、さらに宿泊費を支給する。

※宿泊先まで自家用車を利用した場合には

5,000円 + その他実費 (高速料, 駐車料等)

付 則 平成12年4月1日 施行

平成22年4月1日 一部改正

慶 弔 規 定

第1条 この規定は会員・児童の慶弔に際して、その意を表すために定める。

第2条 この規定により支出することができるのは、次のとおりとする。

(1) 会員に関するもの

① 弔慰金 10,000円・弔電

② 見舞金 5,000円

ただし、本会行事に参加して負傷し、1ヶ月以上入院の場合とする。

(2) 児童に関するもの

① 弔慰金 10,000円・弔電

② 見舞金 5,000円

ただし、本会行事に参加して負傷し、1ヶ月以上入院の場合とする。

第3条 この規定の定めのない事例については、必要に応じ役員会にはかり協議の上支出することができる。

ただし、予算の支出があった場合は、次期運営委員会に報告し承認を得る。

付 則 平成12年4月1日 施行

表 彰 規 定

第1条 この規定は、本会の活動に寄与した会員並びに会員以外の個人・団体の功績に対して、謝意と敬意を表すために定める。

第2条 運営委員会構成者の退会に際し、総会の席上において感謝状と記念品を贈る。

第3条 本会の発展に貢献した個人・団体に対しては、運営委員会にはかり感謝状と記念品を贈る。

第4条 会員が他団体から表彰された場合には、運営委員会にはかり記念品を贈り祝意を表す。

付 則 平成12年4月1日 施行